

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 2 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市安濃保健センター 2 階 大会議室

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司
6 赤塚 薫 ・ 7 伊藤 征一 ・ 9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎
13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男 ・ 15 杉谷 正美 ・ 16 田中 茂人
20 中川 文博 ・ 22 中林 長一 ・ 23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝
48 前川 正次

以上 17 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：北角担当主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 5 青木 正司 ・ 22 中林 長一

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理取消願について
(所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 買受適格証明願 (公売) について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請取消願について
(農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第2回第1農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席はありません。出席委員は17名でございます。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。 5番 青木委員、22番 中林委員、よろしくお願ひいたします。 それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から12で、2ページになりますが、合計で件数は12件、面積は36,803㎡、地目は全て田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から8で、7ページになりますが、合計で件数は8件、面積は54,666.61㎡で、その内訳は、田が45,859㎡、畑が8,205㎡、その他、これは台帳地目が宅地、現況地目畑ですが、これが602.61㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、番号3の届出につきまして、あっせんの希望がございますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。 また、現況地目が山林になっているところは、無断転用の可能性ありますので、届出人に対して指導しております。 8ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は貸駐車場用地、番号2は駐輪場用地。 以上、件数は2件で、合計面積は529㎡、いずれも地目は畑でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について(所有権移転)でございます。 番号1は、所有権移転を賃貸借権設定に変更するため、番号2は、譲受人に変更が生じたための取消でございます。 以上、件数は2件で、合計面積は田で1,107㎡でございます。 10ページをお願いいたします。</p>

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、一般個人住宅用地、番号2、駐車場用地、番号3、駐車場・資材置場・物置用地、番号4、資材置場用地、番号5、庭用地。

以上、件数は5件で、合計面積は730㎡、この内訳は田が357㎡、畑が373㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、名古屋国税局による公売に参加するための買受適格証明で、買受後は、太陽光発電施設用地とするものです。

以上、件数はこの1件で、面積は1,745㎡、このうち田が1,362㎡、畑が383㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明があったとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積 14,998㎡、渡人 _____、面積138,205㎡、申請地 一身田豊野ぬノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 763㎡です。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積 138,205㎡、渡人 _____、面積 14,998㎡、申請地 一身田豊野なノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,018㎡。

この2件につきましては、農地の集約化を図るため、自作地を相互に交換するものです。

番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積 25,611㎡、渡人 _____、面積 13,225㎡、申請地 高野尾町西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,487㎡。

番号4、地区 高野尾、受人 _____、面積 13,225㎡、渡人 _____、面積 25,611㎡、申請地 高野尾町西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,487㎡。

この2件につきましても、自作地を相互に交換するものです。

番号5、地区 辰水、受人 _____、面積 5,976㎡、渡人 _____、面積 1,533㎡、申請地 美里町家所井ノ面 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,489㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 安濃、受人 _____、面積 7,682㎡、渡人 _____、面積 665.73㎡、申請地 安濃町内多見泥 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1.73㎡。

これにつきましては、渡人は耕作に不便であり、一方、受人にとっては耕作

に便利な農地であることから、申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 安濃、受人 _____、面積 288,590.18㎡、渡人 _____、面積 2,739㎡、申請地 安濃町清水小権田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積800㎡ 外2筆で、合計面積2,359㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件で、合計面積は8,604.73㎡。その内訳は、田が5,629㎡、畑が2,975.73㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、2番、一身田。

青木委員 5番 青木。この方は沢山耕作をされており、交換であっても何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 3番、4番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚。現地確認行いましたけれども、交換するという事で問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 5番、辰水。

中川委員 20番 中川。事務局の説明どおりで、地元においても何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 6番、7番、安濃。

中林委員 22番 中林。6番、7番とも問題ございませんので、よろしくお願い致します。

議長 地元の委員さんから異議のない旨の説明がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について（農

業委員会許可)でございます。

番号1、地区 明合、申請者 亡き_____ 相続人代表 _____、申請地 安濃町栗加田倉田_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 4 1 9 m²です。

これにつきましては、転用目的を太陽光発電施設用地として平成26年12月17日に許可した案件ですが、転用目的に変更が生じたことから、本許可を取消していただきたいとの願いが提出されております。

なお、次の議案第3号になりますが、転用目的を貸し駐車場として、新たに申請をされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、明合。

中林委員 22番 中林。事務局が説明いたしましたように、既に太陽光発電ということで前回許可を得たものでございますけれども、事業計画の変更で駐車場へ変更したいということです。以上でございます。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の説明がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 一身田、申請者 _____、申請地 一身田豊野にノ坪_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 3 3 m²、外1筆で、合計面積 8 2 6 m²です。

これにつきましては、申請地に杉を植林しようとするものです。

なお、一部の農地につきましては、平成5年ごろに既に植林をされ、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、申請者 _____、申請地 高茶屋小森上野町小森川_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 9 2 8 m²。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、4 4 4 m²で、転用面積の47.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、申請者 亡き_____ 相続人代表 _____、申請地 安濃町栗加田倉田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 4 1 9 m²。

これにつきましては、申請地を駐車台数約20台の貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2,173㎡。全て田でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんのご意見を伺います。
1番 一身田。

青木委員 5番 青木。20日に現地確認していただきました。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 2番 高茶屋。

奥山委員 10番 奥山。現地確認しましたところ、何ら問題はないのでよろしく申し上げます。

議長 3番 明合。

中林委員 22番 中林。ただいま事務局の説明どおり、駐車場用地にするものでございますので、許可適当と思います。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田 豊野西田端 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 26㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲受け、購入する宅地の進入路とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田 豊野もノ坪 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,777㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、保育園用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 長野、受人 _____、渡人 亡き _____ 相続財産管理人 _____、申請地 美里町南長野観音寺 _____、台帳地目・現況地目と

も畑で、面積 185㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が所有する隣接宅地の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野中之郷 _____、台帳地目 畑、現況地目 一部宅地になります。面積 433㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する既設のグループホームの駐車場用地とするものです。なお、建物の一部が申請地にかかっておりますことから始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町穴倉前田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積269㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自家用車の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は2,690㎡。この内訳は、田が1,803㎡、畑が887㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、2番、一身田。

青木委員 5番 青木。1番、2番、12日に現地確認していただきました。何ら問題ないということで、よろしく申し上げます。

議長 3番、長野。

中川委員 3番、4番、5番と現地確認をいたしました。4番につきましては、隣接地でグループホームを開業しておりまして、その駐車場とするということです。あと2件につきましても、何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、16ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 白塚、借人 _____、貸人 _____、申請地 白塚町境 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 500㎡、外3筆、合計面積 1,718㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と本年10月30日までの賃貸借契約を締結し、申請地を _____ 建設のための資材置場、駐車場、仮設事務用地として一時転用するものです。なお、この1月10日から既にこの目的で利用されており、借人から始末書の提出があります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 栗真、借人 _____、貸人 _____、申請地 栗真町屋町里東 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 69㎡、外2筆で、合計面積 2,871㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と25年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は、2,068.92㎡、転用面積の72%に当たります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、借人 _____、貸人 _____、申請地 高茶屋小森町野田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,284㎡、外1筆、合計面積 2,126㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と22年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は693㎡、転用面積の32.6%に当たります。なお、利用率が低い原因として、変形地であること、南側隣接地の土地利用によっては、将来日照不足となる可能性を考慮したとの理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 黒田、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町三行狭間ノ脇 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 570㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は196㎡、不整形地でありますことから、転用面積の34.4%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で、合計面積は7,285㎡、このうち田が839㎡、畑が6,446㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

1番、白塚。2番、栗真。

青木委員

5番 青木。12日に現地確認していただきました。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長	3番、高茶屋。
奥山委員	10番 奥山。現地確認したところ、何ら問題ありませんので、どうぞよろしくをお願いします。
議 長	4番、黒田。
丹羽委員	13番 丹羽。事務局の説明のとおり、何ら問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借権）事務局の説明をよろしくをお願いいたします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 辰水、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町家所相堂_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 758㎡です。 これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。申請地が不整形地であることから、パネル設置面積は237.8㎡、転用面積の31.4%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町川西西出_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 183㎡。 これにつきましては、借人は、貸人と期間を定めない使用貸借契約を締結し、隣接宅地と一体利用の上、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成14年に既に転用をされており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は941㎡、この内訳は、田が183㎡、畑が758㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。 1番、辰水。
中川委員	20番 中川。親子間の貸借になりますし、現地確認も確認いたしました。

何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 2番、村主。

平井委員 23番 平井。親子間でございまして、現地も確認しました。何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄で説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で102,676.58㎡、畑の賃貸借で1,113㎡、契約件数は46件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14,294㎡、契約件数は7件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で47,015㎡、契約件数は9件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で36,016㎡、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11,353㎡、契約件数は6件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて

211,354.58㎡、畑の集積が、賃貸借で1,113㎡、合計契約件数は76件、合計面積は212,467.58㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区20件、河芸地区2件、安濃地区7件、芸濃地区8件、合計で37件、合計面積は141,887㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、7号議案について異議なしと認め、農業基盤促進法の第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達をすることにいたします。
これを持ちまして第2回農地部会を終了させていただきます。

午前10時35分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年2月19日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____